



退院後も



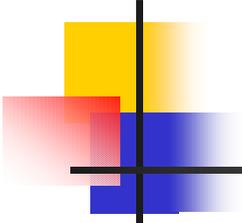
つなぎます



あなたの



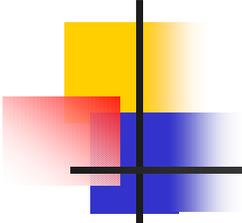
こころからだ



介護教室

テーマ 介護保険のあらまし

- 内容**
- 手続きの仕方
 - 書類の入手方法
 - 入院から始まる介護準備
 - 急性期入院から退院時の生活の場への選択



介護保険法の目的

介護を必要とする人が、その能力に応じて自立した生活を送れるよう 必要な保健医療サービスや福祉サービスにかかる給付を行うための制度を設け、国の保健医療の向上・福祉の増進を図ることで

介護認定を受けられる対象の人

1) 第1号被保険者

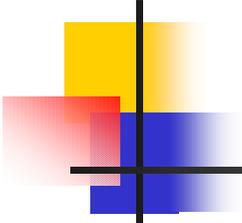
市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方

2) 第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（住所を有する外国人も可）

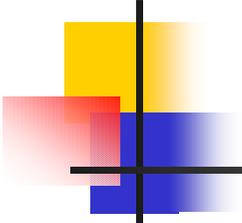


ただし第2号被保険者の場合、保険給付が受けられるのは特定疾患が原因で介護を有する状態になってしまった方のみ



特定疾患とは

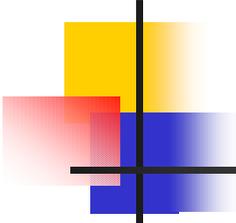
- 初老期痴呆
- **パーキンソン病**
- 後縦靭帯骨化症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 閉塞性動脈硬化症
- **慢性関節リウマチ**
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- シャイ・ドレーガー症候群
- 脊椎管狭窄症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 変形性関節症
- 糖尿病性疾患
- 脊椎小脳変性症
- **脳血管疾患**
- 早老症



介護保険の手続きについて

まず、介護認定を！！

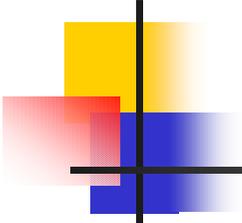
介護認定とは：サービス利用を希望する人が、どのくらい介護を必要とするかを判定するものです



介護認定を受けるための流れ

要介護認定の申請用紙を取りに行く。

(相生の場合は、総合福祉会館にある相生市健康福祉課介護保険係にあります)



要介護認定の申請について

本人またはその家族が行う

しかし、高齡で二人暮らしの方や家族がおられない場合には、指定居宅介護支援事業者 や介護保険施設が無料で代行してくれます

様式第3号(第9条関係)

要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書

相生市長 様

次のとおり申請します。

		申請年月日	平成	年	月	日
申請者氏名			本人との関係			
提出代行者 名称	<small>該当に○(居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)</small>					
申請者住所	〒		電話番号			

※ 申請者が被保険者本人の場合、申請者住所電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号	208000				
	フリガナ					
	氏名			生年月日	明・大・昭	年 月 日
				性別	男	・ 女
保 険 者	住所	〒		電話番号		
前 回 の 要 介 護 認 定 の 結 果 等	要介護状態区分	1・2・3・4・5・要支援				
	有効期間	平成		年	月	日 から 平成
者	介護保険施設 入所の有無 <small>(短期入所を除く)</small>	有	入所施設名			
			所在地			
		無				

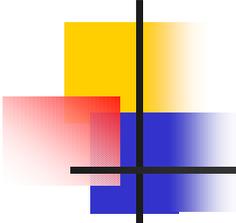
主 治 医	主治医の氏名			医療機関名		
	所在地	〒		電話番号		

2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名			医療保険被保険者証記号番号		
特定疾病名					

介護サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人に提示することに同意します。

本人氏名



介護認定を受けるための流れ

要介護認定の申請用紙を取りに行く。

(相生の場合は、総合福祉会館にある相生市健康福祉課介護保険係にあります)



申請書に必要事項を記入し、介護保険の被保険者証と共に提出する。

様式第3号(第9条関係)

要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書

相生市長 様

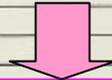
次のお通り申請します。

		申請年月日	平成	年	月	日
申請者氏名			本人との関係			
提出代行者 名称	該当に○(居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設) ㊟					
申請者住所	〒		電話番号			

※ 申請者が被保険者本人の場合、申請者住所電話番号は記載不要

被 保 者	被保険者番号	208000				
	フリガナ					
	氏名			生年月日	明・大・昭	年 月 日
				性別	男	・ 女
住所	〒		電話番号			
前 回 の 要 介 護 認 定 の 結 果 等	要介護状態区分	1・2・3・4・5・要支援				
	※要介護・要支援認定の効力期間	年 月 日 から 年 月 日				
者	介護保険施設 入所の有無 (短期入所を除く)	有	入所施設名			
		無	所在地			

記入の際には注意してください!



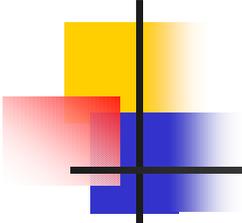
主 治 医	主治医の氏名			医療機関名	
	所在地	〒		電話番号	

2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名			医療保険被保険者証記号番号	
特定疾病名				

介護サービス計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人に提示することに同意します。

本人氏名 _____



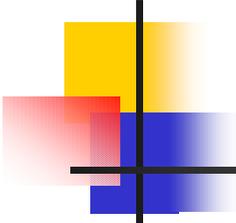
介護保険の被保険者証って？

**65歳の誕生日の前の月になると
市町村から郵送されます**

*** 40歳から64歳までの方は健康保険証を
持って行って下さい**

注意

なくさないように、きちんとしまっておきましょう



介護認定を受けるための流れ

要介護認定の申請用紙を取りに行く

(相生の場合は、総合福祉会館にある相生市健康福祉課介護保険係にあります)



申請書に必要事項を記入し、介護保険の被保険者証と共に提出する。

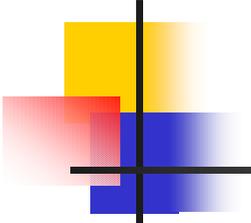
この時点で申請が終了したことになります



市役所から訪問調査員が審査に来ます。

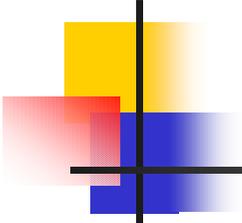


審査後 30日以内に認定の結果が届きます。



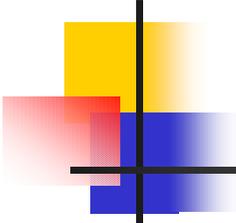
要介護認定の審査って？

- **一次判定とは**
調査員が調査した内容をコンピューターで処理し、1日に必要な介護時間をコンピューターが計算するもの
- **二次判定とは**
一次判定の結果と調査員が聞き取った特記事項、病気や怪我の状態を記した主治医の意見書を総合的に判断して介護認定を判定するもの



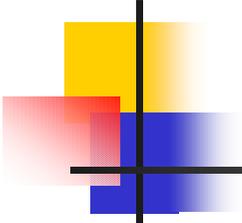
要介護認定の審査って？

- **一次判定とは**
調査員が調査した内容をコンピューターで処理し、1日に必要な介護時間をコンピューターが計算するもの
- **二次判定とは**
一次判定の結果と調査員が聞き取った特記事項、病気や怪我の状態を記した主治医の意見書を総合的に判断して介護認定を判定するもの



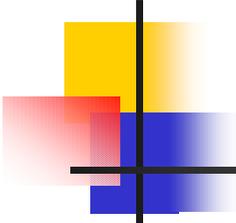
一次判定における要介護認定 等基準時間と要介護状態区分

	5分野を合計した要介護認定等基準時間 (1日あたり)
要支援	25分以上32分未満
要介護 1	32分以上50分未満
要介護 2	50分以上70分未満
要介護 3	70分以上90分未満
要介護 4	90分以上110分未満
要介護 5	110分以上



要介護認定の審査って？

- **一次判定とは**
調査員が調査した内容をコンピューターで処理し、1日に必要な介護時間をコンピューターが計算するもの
- **二次判定とは**
一次判定の結果と調査員が聞き取った特記事項、病気や怪我の状態を記した主治医の意見書を総合的に判断して介護認定を判定するもの



介護認定を受けるための流れ

要介護認定の申請用紙を取りに行く。

(相生の場合は、総合福祉会館にある相生市健康福祉課介護保険係にあります)



申請書に必要事項を記入し、介護保険の被保険者証と共に提出する。



市役所から訪問調査員が審査に来ます。



審査後 30日以内に認定の結果が届きます。

要介護状態区分ってなに？

レベル	状 態
自立	日常生活に介護を必要としない。
要支援	食事や排泄は殆ど自分でできるが、掃除などの身の回りの一部に介助が必要。
要介護 1	食事や排泄は殆ど自分でできるが、身の回りの世話に介助が必要。 立ち上がりなどに支えが必要。
要介護 2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。 立ち上がりや歩行に介助が必要。
要介護 3	排泄や身の回りの世話、立ち上がりなどが自分でできない。 歩行が自分でできないことがある。
要介護 4	排泄や、身の回りの世話、立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 問題行動や、全般的な理解の低下が見られる。
要介護 5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 問題や全般的な理解の低下がみられることがある。

認定期間には限度があります



自立		
要介護1		

認定期間には限度があります

認定！

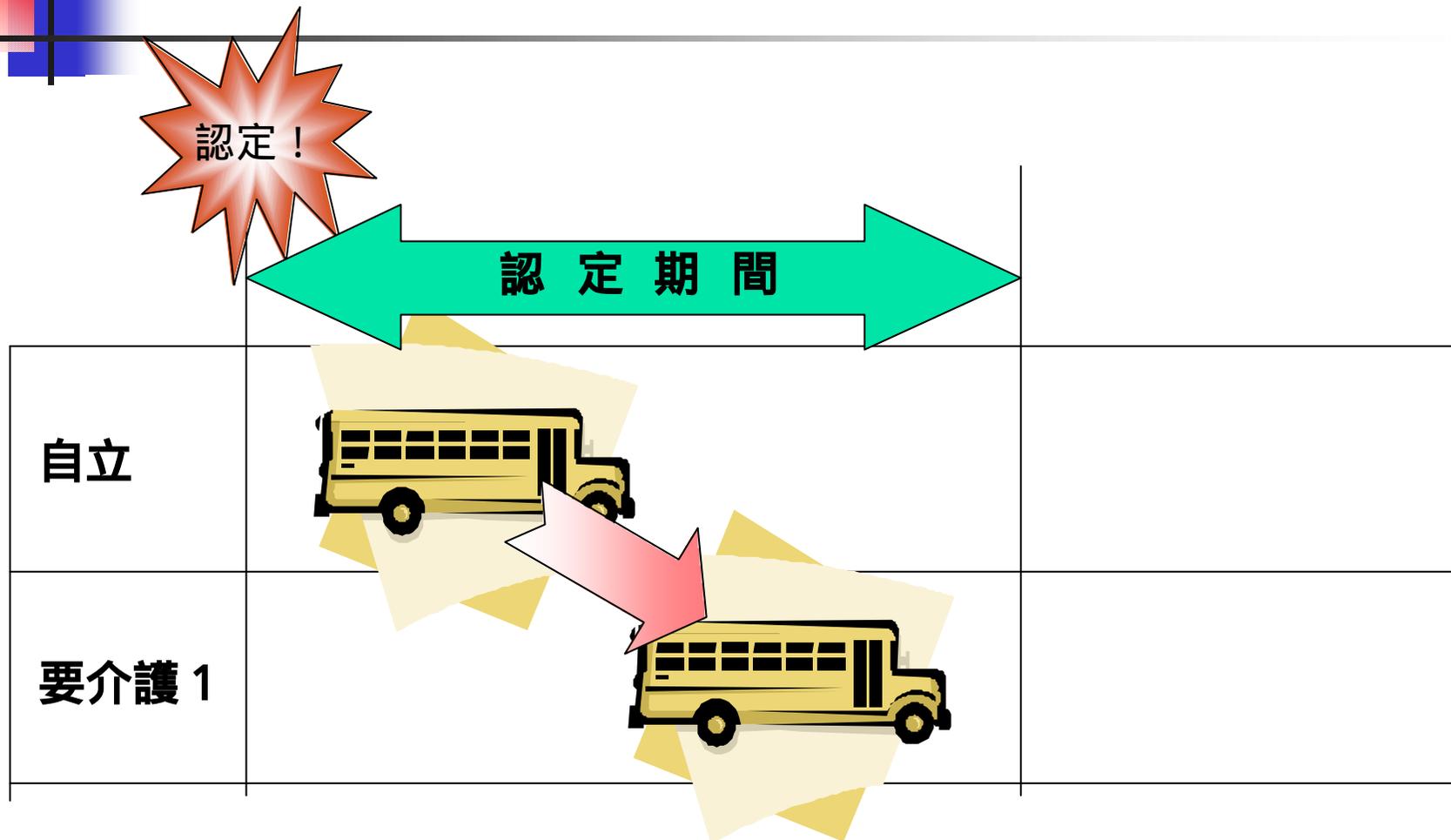
認定期間

有効期限が切れる前
に更新が必要！
事前にお知らせが届きます

自立	
要介護1	



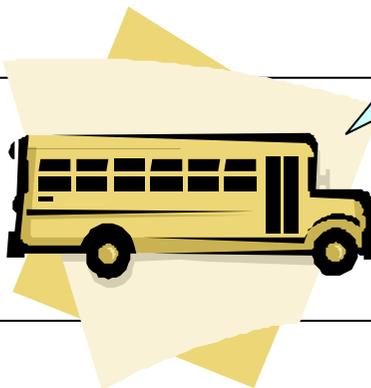
もし状態が変わったら・・・

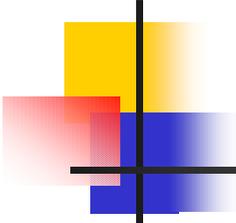


もし状態が変わったら・・・



自立	
要介護 1	

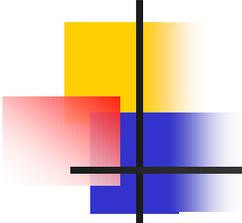




認定結果に納得がいかない場合 はどうしたらいいの？

まずは市町村区の窓口までご相談ください。

その上で納得できない場合には、認定結果を受け取った日から60日以内に都道府県に設置されている「介護保険審査会」に申し立てをすることができます。



介護保険審査会って？

**都道府県に設置されており 介護認定
や介護保険料の決定に問題がないか
を審理し裁決する機関です**

介護保険サービスにはどんなものがあるの？

< 在宅に関する給付 >

* 訪問介護

* 訪問看護

* 訪問入浴

* 訪問・通所によるリハビリテーション

* 日帰り介護 (デイサービス)

* 短期入所サービス (ショートステイ)

* 有料老人ホームなどにおける介護

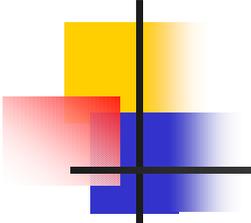
* かかりつけ医の医学的管理

* 福祉用具の貸与・およびその購入費の支給

* 住宅改修費の支給

* 痴呆の要介護者のためのグループホームにおける介護

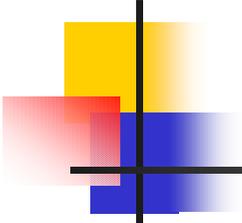
* 居宅介護支援 (ケアマネージメント)



介護保険サービスにはどんなものがあるの？

< 施設に関する給付 >

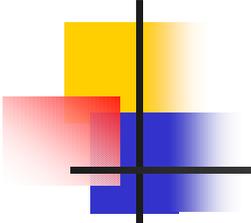
- * 介護老人福祉施設への入所
- * 介護老人保健施設への入所
- * 介護療養型医療施設への入所



入院時から始まる介護準備

*** 在宅介護**

*** 施設利用 : 特に難しいので早期に
施設をあたっておく必要
があります！！**



介護保険サービスにはどんなものがあるの？

< 在宅に関する給付 >

* 訪問介護

* 訪問看護

* 訪問入浴

* 訪問・通所によるリハビリテーション

* 日帰り介護 (デイサービス)

* 短期入所サービス (ショートステイ)

* 有料老人ホームなどにおける介護

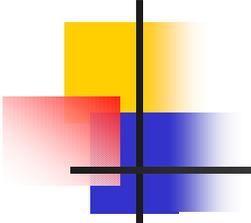
* かかりつけ医の医学的管理

* 福祉用具の貸与・およびその購入費の支給

* 住宅改修費の支給

* 痴呆の要介護者のためのグループホームにおける介護

* 居宅介護支援 (ケアマネージメント)



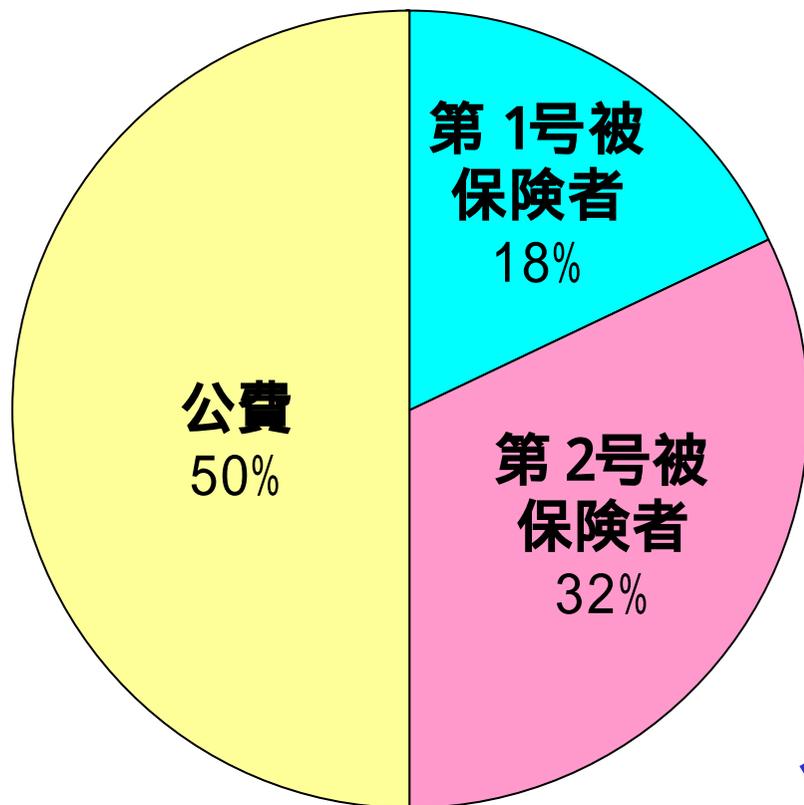
介護保険サービスにはどんなものがあるの？

< 施設に関する給付 >

- * 介護老人福祉施設への入所
- * 老人保健施設への入所
- * 介護療養型医療施設への入所

入所希望者が多いので早期に施設を調べておく必要があります！！

介護保険料について



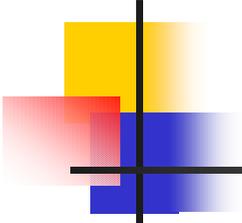
各市町村ごとに異なる

全国平均は 3,293円



2012年には 6,000円
と予想されています

介護予防が大事！



次回のお知らせ！！

次回 6月16日(木)

14:00~15:00

『認知症への理解』

『認知症を正しく理解する』

『認知症の予防』

『介護者の心構え』